

防衛大学校自己点検・評価委員会に関する達を次のように定める。

平成23年4月28日

防衛大学校長 五百篁頭 眞

防衛大学校自己点検・評価委員会に関する達

改正 平成27年4月10日防衛大学校達第9号

改正 令和3年3月31日防衛大学校達第9号

防衛大学校自己点検・評価委員会に関する達（平成7年防衛大学校達第6号）の全部を改正する。

（設置の目的）

第1条 防衛大学校（以下「大学校」という。）における業務全般を検証する体制の確立に必要なPDCAサイクル（Plan：計画の策定、Do：計画の実行、Check：評価の実施、Action：改善の実施）を導入し、自律的な業務改善を進めるとともに、より効果的な任務遂行が可能な業務運営を実現するため、大学校に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、PDCAサイクルを活用し、計画の策定、実行及び計画実施後の評価、改善が適切に行われているか自ら点検・評価を行い、業務改善に反映させるとともに、PDCAサイクルによる業務改善の有効性の検証を行う。

- (1) 大学校の理念、目標及び将来構想に関する事項
- (2) 教育に関する事項
- (3) 研究に関する事項
- (4) 訓練に関する事項
- (5) 補導に関する事項
- (6) 組織に関する事項
- (7) 施設整備に関する事項
- (8) 管理運営に関する事項

- (9) 業務改善提案に関する事項
- (10) その他委員長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 防衛大学校長（以下「学校長」という。）
- (2) 委員 事務官をもって充てる副校長、教官をもって充てる副校長、自衛官をもって充てる副校長、総務部長、教務部長、訓練部長、総合情報図書館長、統括研究官、各学群長、その他学校長が指名する者

2 委員長に事故あるときその他やむを得ない事情があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(部会の設置)

第4条 委員会に、総務部、教務部、訓練部及び総合情報図書館館（以下「各部等」という。）並びに各学群におけるP D C Aサイクルによる業務改善について、計画の策定、実行及び計画実施後の評価、改善が適切に行われているか点検・評価を行い、業務改善に反映させるとともに、P D C Aサイクルによる業務改善の有効性の検証を行うため、委員長が別に定める業務改善検証部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

(部会における審議結果の取扱い)

第5条 部会長は、部会において審議が終了した事項について委員長に報告し、委員会による点検・評価を求めるものとする。

ただし、委員長が委員会における審議は必要がないと認めたものについては、委員会において点検・評価を受けたものとして取扱うものとする。

(委員会の運営)

第6条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、会務を統括する。

2 委員長は、必要と認めるときには、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(校内各委員会等による業務改善結果の取扱い)

第7条 別に委員長が指定する大学校に設置された各委員会等の長は、当該各委員会等において実施したP D C Aサイクルによる業務改善の結果について、委員長に送付し承認を得るものとする。

2 前項の規定により送付された結果のうち、委員長が特に必要と認めた事項については、委員会において点検・評価を行う。

(普及すべき改善事項の周知)

第8条 委員長は、委員会において点検・評価を行った事項のうち、改善の効果

が大きく、大学校内に広く普及することが有益と認めた事項については、大学校内に周知するための措置を行う。

(点検・評価結果の公表)

第9条 委員長は、必要に応じ、点検・評価の結果を取りまとめ、広く周知を図ることができる方法によって適切に公表するものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、総務課において行う。

(委任規定)

第11条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この達は、平成23年4月28日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日防衛大学校達第4号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日防衛大学校達第9号)

この達は、令和3年4月1日から施行する。

## 別紙様式（第4条関係）

## 業務改善提案書

提案者	所属： 階級： 氏名：
提出先	
件名	（提案内容を簡潔、明瞭に表現する。）
現在の方法	（現在実施されている方法を明らかにする。）
問題点	（改善すべき問題点を明らかにする。）
改善の方法	（改善内容を具体的に記載する。）
改善の効果	（期待する効果を可能な限り定量的に記載する。）
その他改善提案の審査の参考事項	（所要人員、所要経費、所要器材等参考となる事項を記載する。）
受付年月日	直属の上司（課等名）：平成 年 月 日
	総務課長：平成 年 月 日
	関係課長等（主管課名）：平成 年 月 日
	自己点検・評価委員会：平成 年 月 日